

専門学校 トヨタ東京自動車大学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、自動車に関する技能及び学理を教育し、真に優良な自動車整備技術者を育成して自動車交通の進歩発展を図ると共に自動車交通事故及び公害防止に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 トヨタ東京自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を東京都八王子市館町 2 1 9 3 番地に置く。

(課程・学科)

第 4 条 本校の工業専門課程に自動車整備科、1 級自動車科、国際整備科、1 級専攻科、スマートモビリティ科、トヨタセールスエンジニア科、ボデークラフト科及びボデークラフト研究科を置く。

(学校評価)

第 5 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5 年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 自動車整備科

(自動車整備科修業年限・定員及び在籍年限)

第 6 条 自動車整備科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名 等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2 年	2 0 0 名	4 0 0 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(自動車整備科入学資格)

第 7 条 自動車整備科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

2 外国人留学生の入学資格は、前項によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

第 3 章 1 級自動車科

(1 級自動車科修業年限・定員及び在籍年限)

第 8 条 1 級自動車科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名 等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	1 級自動車科	4 年	1 2 0 名	4 8 0 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。なお、正当な理由なく、同一学年に 2 年を超えて在学することはできない。

(1 級自動車科入学資格)

第 9 条 1 級自動車科に入学することのできる者は、第 7 条のいずれかに該当する者とする。

第 4 章 国際整備科

(国際整備科修業年限・定員及び在籍年限)

第10条 国際整備科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	国際整備科	3年	80名	240名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の2倍を超えることができない。

(国際整備科入学資格)

第11条 国際整備科に入学することのできる者は、第7条のいずれかに該当する者とする。

第 5 章 1 級 専 攻 科

(1級専攻科修業年限・定員及び在籍年限)

第12条 1級専攻科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
1級専攻科		2年	40名	80名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の2倍を超えることができない。

(1級専攻科入学資格)

第13条 1級専攻科に入学することのできる者は、一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者、又は国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士資格を有する者
- (2) 二級自動車整備士(総合)資格を有する者
- (3) 前1号又は前2号の資格について、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たす者

第 6 章 スマートモビリティ科

(スマートモビリティ科修業年限・定員及び在籍年限)

第14条 スマートモビリティ科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	スマートモビリティ科	2年	40名	80名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の2倍を超えることができない。

(スマートモビリティ科入学資格)

第15条 スマートモビリティ科に入学することのできる者は、一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者、又は国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二級自動車整備士資格並びに専門士の資格を有する者
- (2) 前号の資格について、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たし、並びに専門士の資格を有する者
- (3) 大学もしくは短期大学を卒業し、二級自動車整備士資格を有する者

第 7 章 トヨタセールスエンジニア科

(トヨタセールスエンジニア科修業年限・定員及び在籍年限)

第16条 トヨタセールスエンジニア科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	トヨタセールスエンジニア科	2年	20名	40名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の2倍を超えることができない。

(トヨタセールスエンジニア科入学資格)

第17条 トヨタセールスエンジニア科に入学することのできる者は、一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者、又は国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二級自動車整備士資格並びに専門士の資格を有する者
- (2) 前号の資格について、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たし、並びに専門士の資格を有する者
- (3) 大学もしくは短期大学を卒業し、二級自動車整備士資格を有する者

第 8 章 ボデークラフト科

(ボデークラフト科修業年限・定員及び在籍年限)

第 18 条 ボデークラフト科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	ボデークラフト科	1 年	20 名	20 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(ボデークラフト科入学資格)

第 19 条 ボデークラフト科に入学することのできる者は、一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者、又は国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二級自動車整備士資格を有する者
- (2) 前号の資格について、自動車整備士技能検定規則第 5 条第 2 項に規定する全部免除者となる要件を満たす者
- (3) 校長が前各号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

第 9 章 ボデークラフト研究科

(ボデークラフト研究科修業年限・定員及び在籍年限)

第 20 条 ボデークラフト研究科の修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名等	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	ボデークラフト研究科	2 年	20 名	40 名

2 在学できる年数は、通算して修業年限の 2 倍を超えることができない。

(ボデークラフト研究科入学資格)

第 21 条 ボデークラフト研究科に入学することのできる者は、一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者、又は国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 二級自動車整備士資格並びに専門士の資格を有する者
- (2) 前号の資格について、自動車整備士技能検定規則第 5 条第 2 項に規定する全部免除者となる要件を満たし、並びに専門士の資格を有する者
- (3) 校長が前各号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

第 10 章 転学科及び他学科への入学

(転学科及び他学科への入学)

第 22 条 本校学生の転学科に関する事項は、別に定める。

2 本校設置学科卒業と同時に他学科への入学に関する事項は、別に定める。

第 11 章 学年・学期及び休業

(学年及び学期)

第 23 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学期は、原則として 3 期に分け次のとおりとする。

第 1 期	4 月 1 日	から	7 月 31 日	まで
第 2 期	8 月 1 日	から	12 月 31 日	まで
第 3 期	翌年 1 月 1 日	から	3 月 31 日	まで

(休業日)

第 24 条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業 7 月 21 日 から 8 月 31 日 まで
- (4) 冬季休業 12 月 25 日 から 翌年 1 月 7 日 まで
- (5) 春季休業 3 月 25 日 から 4 月 5 日 まで
- (6) 創立記念日 4 月 1 日
- (7) 学校が定める土曜日等

2 校長は、必要と認める場合には、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 12 章 教育科目・授業時数・単位数、始業・終業及び教職員組織等

(教育科目・授業時数・単位数、履修方法)

第 25 条 各学科の教育科目及び必修の授業時数・単位数は、別表のとおりとする。

2 履修方法に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 26 条 本校の各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定める時間の授業をもって1 単位とし、単位数を計算するものとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 講義 | 15 時間 |
| (2) 演習 | 15 時間 |
| (3) 実験、実習及び実技 | 30 時間 |
| (4) 卒業研究 | 30 時間 |

(履修科目の登録の上限)

第 27 条 学生が1 年間(1 学期)に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は、第 25 条における別表のとおりとする。

(単位の授与)

第 28 条 単位の授与は、試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始業・終業)

第 29 条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。

始 業	9 時 0 0 分
終 業	1 6 時 2 0 分

(教職員組織)

第 30 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 校 長 | 1 名 |
| (2) 副 校 長 | 必要に応じて 2 名以内 |
| (3) 教 員 | 36 名以上(基幹教員 36 名以上) |
| (4) 助教員・助手 | 必要に応じて 若干名 |
| (5) 講 師 | 必要に応じて 若干名 |
| (6) 事 務 職 員 | 若干名 |
| (7) 校 医 | 1 名 |
| (8) 看 護 師 | 1 名 |

2 前項の他、必要に応じ非常勤の教員及び臨時の職員を置くことができる。

(校長等の職務)

第 31 条 校長は、本校の最高責任者として校務を司る。

2 副校長は、校長を補佐し、校長に欠員又はさしつかえあるときは、その職務を代行する。

(教職員会)

第 32 条 本校に教職員会を置き、法令又は本学則に別段の定めのある場合を除き、教務に関する必要な事項を審議する。

第 13 章 入 学 等

(入学時期)

第 33 条 本校の入学・転学科(以下、入学等という。)の時期は、原則として毎年4 月とする。

(入学等の出願)

第 34 条 本校の各学科に入学等を志願する者は、所定の入学願書に必要事項を記載して第 37 条第 1 項に基づき別表に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学等の願書受付期間は、別に定める。

(入学者の選考)

第 35 条 前条に定める入学等の志願者については、試験又はこれに代わる選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 36 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受け本校に入学しようとする者は、別に定める期日及び入学手続要項に従い必要な入学書類に第 37 条第 1 項に基づき別表に定める入学金及び授業料等指定された金額を添えて入学手続をしなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

第 14 章 学 費 等

(学費等)

- 第 37 条 学費とは、入学金、授業料、実習費、施設設備費をいい、入学検定料等の額を含め、別表のとおり定める。
- 2 学生は別表に定めるところにより、学費を納入しなければならない。
 - 3 学費の納入の時期及び方法については、別に定める。
 - 4 既に納入した学費は、原則として返還しない。ただし、入学等の合格者が 3 月末までに入学等の辞退を申出た場合には、入学手続時に納入した学費の内、入学金を除き返金する。
 - 5 学費等の金額は、改定する場合がある。また、改定後の金額を在校生にも適用することがある。
 - 6 学期途中で退学する者の当該学期分の学費等は、これを徴収する。

(転学科に関する学費等)

- 第 38 条 転学科を許可された者は、前条第 1 項に基づき別表に定める学費を納入しなければならない。なお、納入額は、転学科した年次の通常進級者の入学年度に定められたものを適用する。
- 2 通常進級者の学費等の金額改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(学費の一部免除)

- 第 39 条 第 41 条の規定に基づき休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学費の一部を免除する。
- 2 心身・学業等ともに優秀と認められた者を特待生として、学費の一部の徴収を免除することがある。
 - 3 学費の一部免除に関する必要事項は、別に定める。

第 15 章 成績評価・進級・修了・卒業・称号・休学・復学及び退学

(成績評価)

- 第 40 条 各学科の授業科目について試験による学業成績評価を行い、成績は本人に成績表の交付をもって通知する。
- 2 授業科目の試験及び試験時期等の学業成績評価に関する事項は、別に定める。

(進 級)

- 第 41 条 各学科の進級認定試験に合格し、学年に必要な所定の課程を修了した者には、進級を認定する。
- 2 1 級自動車科 3 年次への進級認定条件等については、別に定める。

(修 了)

- 第 42 条 各課程の修了の認定は、第 25 条で定める各学科の修了に必要な単位数を修得し、次の各号に該当する本校所定の課程を修了した者について行う。
- (1) 1 級自動車科においては、2 年次修了に必要な所定の課程
 - (2) ボデークラフト研究科においては、1 年次修了に必要な所定の課程
- 2 校長は、前項により修了を認定した者には、修了証明書を授与する。

(卒 業)

- 第 43 条 各課程の卒業の認定は、第 25 条で定める各学科の卒業に必要な単位数を修得し、本校所定の全課程を修了した者について行う。
- 2 校長は、前項により卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。

(専門士及び高度専門士称号)

- 第 44 条 前条の規定によるもののうち、工業専門課程自動車整備科、国際整備科、スマートモビリティ科及びトヨタセールスエンジニア科の修了者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。
- 2 前条の規定によるもののうち、工業専門課程 1 級自動車科及び 1 級専攻科の修了者は、学校教育法施行規則第 186 条の 3 に基づき、高度専門士と称することができる。

(休学及び休学期間)

- 第 45 条 疾病、その他やむを得ない理由により休学する場合は、休学願にその事由を記し保証人と連署のうえ、その事実を証明する診断書等の書類を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 修学が適当でない認められる者については、校長は休学を命じることができる。
 - 3 休学期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の 3 月 31 日までとする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、校長が休学期間の延長を認めることができる。なお、休学期間は通算して 2 年を超えることができない。

(復学)

第46条 前条の者が復学しようとする場合は、届け出のうえ、校長の許可を受けて復学することができる。

- 2 前項の場合において、疾病により休学した者は、復学可能な旨を示す診断書を提示しなければならない。
- 3 復学は、原則として学年の始めとする。
- 4 その他、復学に関する事項は、別に定める。

(退学)

第47条 疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記し保証人と連署の退学届に学生証を添えて、校長にその許可を受けなければならない。

第 16 章 除籍・懲戒及び賞罰

(除籍)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、教職員会の審議を経て校長が除籍する。

- (1) 本校において修学する意思がないと認められる者
- (2) 自動車整備科は第6条第2項、1級自動車科は第8条第2項、国際整備科は第10条第2項、1級専攻科は第12条第2項、スマートモビリティ科は第14条第2項、トヨタセールスエンジニア科は第16条第2項、ボデークラフト科は第18条第2項、ボデークラフト研究科は第20条第2項、にそれぞれ定める在籍年限を超えて、なお卒業要件を満たさない者
- (3) 第45条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 学費の納入を怠り、督促を受けても指定された期限までに完納しない者

(懲戒)

第49条 学則若しくはこれに基づく諸規則に違反し、学業を怠り、又は本校の名誉若しくは信用を害し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、教職員会の審議を経て校長が退学、停学又は訓告の処分を行う。

2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(表彰)

第50条 本校学生として、特に善行のあった者に対して、教職員会の審議を経て校長が表彰を行うことがある。

2 本校在学中、成績、人物、健康共に優れた者に対して、卒業時教職員会の審議を経て校長が表彰を行うことがある。

第 17 章 雑 則

(健康診断)

第51条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(学生寮)

第52条 本校に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(施行の細目)

第53条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は昭和51年 4月1日から実施する。
2. " 昭和52年 4月1日改訂
3. " 昭和53年 4月1日改訂
4. " 昭和54年 4月1日改訂
5. " 昭和55年 4月1日改訂
6. " 昭和56年 4月1日改訂
7. " 昭和57年 4月1日改訂
8. " 昭和58年 4月1日改訂
9. " 昭和59年 4月1日改訂
10. " 昭和60年 4月1日改訂
11. " 昭和61年 4月1日改訂
12. " 昭和61年11月1日改訂
13. " 平成 1年 4月1日改訂
14. " 平成 1年 4月1日改訂
15. " 平成 2年 4月1日改訂
16. " 平成 2年 4月1日改訂
17. " 平成 4年 4月1日改訂
18. " 平成 5年 4月1日改訂
19. " 平成 6年 4月1日改訂
20. " 平成 8年 4月1日改訂
21. " 平成 8年 4月1日改訂
22. " 平成 9年 4月1日改訂
23. " 平成10年 4月1日改訂
24. " 平成12年 4月1日改訂
25. " 平成14年 4月1日改訂
26. " 平成14年 4月1日改訂
27. " 平成16年 2月17日改訂
28. " 平成16年 4月1日改訂
29. " 平成16年 4月1日改訂
30. " 平成18年 4月1日改訂
31. " 平成18年 9月1日改訂
32. " 平成19年 4月1日改訂
33. " 平成20年 2月29日改訂
34. " 平成20年 4月1日改訂
35. " 平成21年 4月1日改訂
36. " 平成21年 4月1日改訂
37. " 平成21年10月1日改訂
38. " 平成22年 4月1日改訂
39. " 平成23年 4月1日改訂
40. " 平成23年 4月1日改訂
41. " 平成23年 4月1日改訂
42. " 平成26年 4月1日改訂
43. " 平成27年 4月1日改訂
44. " 平成28年 2月29日改訂
45. " 平成28年 4月1日改訂
46. " 平成29年 4月1日改訂
47. " 平成30年 4月1日改訂
48. " 平成31年 4月1日改訂
49. " 令和 2年 4月1日改訂
50. " 令和 3年 4月1日改訂
51. " 令和 6年 4月1日改訂
52. " 令和 7年 4月1日改訂
53. " 令和 8年 4月1日改訂

第5条の規定にかかわらず令和8年度の定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科	2 年	200名	440名

第9条の規定にかかわらず令和8・9年度の定員は次のとおりとする。

年度	課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
令和8年度	工業専門課程	国際整備科	3 年	80名	160名
令和9年度					200名

ただし、第12条、第25条、第26条、第27条、第28条、および第44条の規定は、令和8年4月1日以降の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改訂前の規定を適用する。

また、第37条の規定は、令和9年度分から適用し、施行日前については、改訂前の規定を適用する。

別表 1-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) 自動車整備科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択 の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考	
1年次	専門科目	必修	基本Ⅰ 基礎	講義・実習	19.8	0		
			基本Ⅰ エンジンⅠ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 整備作業Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 走行Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 制動Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 自動車工学Ⅰ	講義	32.4	2		
			基本Ⅱ エンジンⅡ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 整備作業Ⅱ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 駆動Ⅰ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 制動Ⅱ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 自動車工学Ⅱ	講義	32.4	2		
			基本Ⅲ エンジンⅢ	講義・実習	48.6	2		
			基本Ⅲ 整備作業Ⅲ	講義・実習	48.6	2		
			基本Ⅲ 走行Ⅱ	講義・実習	48.6	2		
			基本Ⅲ 定期点検Ⅰ	講義・実習	48.6	2		
	基本Ⅲ 自動車工学Ⅲ	講義	21.6	1				
	一般科目		基本Ⅱ 選択授業	講義・実習	21.6	0		
			基本Ⅲ キャリア教育	講義	19.8	1		
必須科目 単位数						34		
選択科目 単位数						0		
1年次修了に必要な単位数						34		
2年次	専門科目	必修	応用Ⅰ エンジンⅣ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 新技術Ⅰ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 駆動Ⅱ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 定期点検Ⅱ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 自動車工学Ⅳ	講義	30.6	1		
			応用Ⅱ エンジンⅤ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 新技術Ⅱ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 走行Ⅲ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 制動Ⅲ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 自動車工学Ⅴ	講義	23.4	1		
			応用Ⅲ 故障探究	講義・実習	52.2	3		
			応用Ⅲ 法令	講義・実習	30.6	1		
			応用Ⅲ 検査	講義・実習	21.6	1		
			応用Ⅲ 自動車総合Ⅱ	講義・実習	104.4	5		
	応用Ⅲ 自動車総合Ⅲ	講義・実習	45.0	0				
	必須科目 単位数						36	
選択科目 単位数						0		
2年次修了に必要な単位数						36		
合計	必須科目 単位数						70	
	選択科目 単位数						0	
	卒業に必要な単位数						70	
(履修科目の登録の上限)								
当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、それぞれ修了に必要な単位数とする。								

別表 1—② (学則第25条関係 国土交通省用)

自動車整備科/科目別授業時数

(1 授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
専門 教育 科目	学 科	自動車工学						
		自動車整備関連	255		297		552	
		自動車の整備に関する法規		17		20		37
		自動車検査	0		20		20	
	学 科 計		255		317		572	
	実 習	自動車整備作業	585		508		1,093	
		自動車検査作業	20	16	30	16	50	32
		実 習 計		605		538		1,143
	専門教育科目 計		860	33	855	36	1,715	69
	そ の 他 計		50	1	50	0	100	1
合 計		910	34	905	36	1,815	70	

別表 2-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) 1級自動車科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考	
1年次	専門科目	必修	基本Ⅰ エンジンⅠ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 整備作業Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 走行Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 制動Ⅰ	講義・実習	70.2	2		
			基本Ⅰ 自動車工学Ⅰ	講義	32.4	2		
			基本Ⅱ エンジンⅡ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 整備作業Ⅱ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 駆動Ⅰ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 制動Ⅱ	講義・実習	88.2	3		
			基本Ⅱ 自動車工学Ⅱ	講義	32.4	2		
			基本Ⅲ エンジンⅢ	講義・実習	48.6	2		
			基本Ⅲ 整備作業Ⅲ	講義・実習	48.6	2		
			基本Ⅲ 走行Ⅱ	講義・実習	48.6	2		
	基本Ⅲ 定期点検Ⅰ	講義・実習	48.6	2				
基本Ⅲ 自動車工学Ⅲ	講義	21.6	1					
一般科目	基本Ⅱ 選択授業	講義・実習	21.6	0				
	基本Ⅲ キャリア教育	講義	19.8	1				
必須科目 単位数						34		
選択科目 単位数						0		
1年次修了に必要な単位数						34		
2年次	専門科目	必修	応用Ⅰ エンジンⅣ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 新技術Ⅰ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 駆動Ⅱ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 定期点検Ⅱ	講義・実習	77.4	3		
			応用Ⅰ 自動車工学Ⅳ	講義	30.6	1		
			応用Ⅱ エンジンⅤ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 新技術Ⅱ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 走行Ⅲ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 制動Ⅲ	講義・実習	86.4	3		
			応用Ⅱ 自動車工学Ⅴ	講義	23.4	1		
			応用Ⅲ 故障探究	講義・実習	52.2	3		
			応用Ⅲ 法令	講義・実習	30.6	1		
			応用Ⅲ 検査	講義・実習	21.6	1		
	応用Ⅲ 自動車総合Ⅱ	講義・実習	104.4	5				
必須科目 単位数						36		
選択科目 単位数						0		
2年次修了に必要な単位数						36		
3年次	専門科目	必修	安全管理	講義	18	1		
			電子回路・テスト	講義・実習	34.2	1		
			エンジン工学Ⅰ	講義・実習	90	3		
			制動システム工学	講義・実習	90	3		
			駆動システム工学	講義・実習	90	3		
			エンジン工学Ⅱ	講義・実習	64.8	2		
			HV機構Ⅰ	講義・実習	43.2	2		
			空調システム工学	講義・実習	63	1		
			操舵システム工学	講義・実習	63	1		
			振動・騒音工学	講義・実習	100.8	3		
			環境保全	講義	25.2	1		
			総合診断	講義	41.4	2		
			HV機構Ⅱ	実習	43.2	1		
			新機構Ⅰ	講義・実習	43.2	1		
			新機構Ⅱ	講義・実習	43.2	1		
			車上整備Ⅰ	講義・実習	100.8	3		
			一般科目	機械工学概論	講義	19.8	1	
	自動車産業研究Ⅰ	講義		7.2	0			
		トヨタ業務基礎	講義	5.4	0			
	社会学	講義	18	1				
必須科目 単位数						31		
選択科目 単位数						0		
3年次修了に必要な単位数						31		
4年次	専門科目	必修	故障診断	実習	108	3		
			車上整備Ⅱ	実習	108	3		
			電装総合診断	実習	108	3		
			応用整備Ⅰ	実習	59.4	1		
			応用整備Ⅱ	実習	59.4	1		
			応用整備Ⅲ	実習	59.4	1		
			実務研修Ⅱ	実習	201.6	6		
			総合整備	実習	156.6	5		
			接客コミュニケーション	実習	43.2	1		
			教育指導概論	講義	23.4	1		
	一般科目	エステイメーション	講義	36	2			
		自動車産業研究Ⅱ	講義	9	0			
		1級総合	講義	113.4	7			
		経済学概論・経営基礎概論	講義	23.4	1			
	ビジネス検定	講義	23.4	1				
	電気工学基礎	講義	23.4	1				
必須科目 単位数						34		
選択科目 単位数						3		
4年次修了に必要な単位数						35		
合計	必須科目 単位数						135	
	選択科目 単位数						3	
	卒業に必要な総単位数						136	

(履修科目の登録の上限)

当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、37単位とする。

(履修科目の履修方法)

選択科目を一般科目の中から1単位以上、履修するものとする。

1級自動車科/科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		1・2年次合計		3年次		4年次		3・4年次合計			
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数		
		(2級整備士養成)						(1級整備士養成)							
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	255	17	297	20	552	37	90	14	0	0	90	14	
		自動車整備							180				180		
		機器の構造・取扱							15				15		
		自動車の整備に関する法規							10				10		
		自動車検査							5				5		
	学 科 計	255	317	572	300	0	300								
	実 習	工作作業	0	16	30	16	1,093	32	10	15	0	24	10	39	
		測定作業	0						10				10		
		自動車整備作業	585						560				560		
		自動車検査作業	20						20				20		
		実 習 計	605						538				1,143		600
	実 務 実 習	体験実習（インターンシップ）	0	16	0	16	0	32	0	15	200	24	200	39	
		評価実習	0						0				700		700
		計	0						0				0		0
専 門 教 育 科 目 計		860	33	855	36	1,715	69	900	29	900	24	1,800	53		
そ の 他 計		50	1	50	0	100	1	100	2	100	11	200	15		
合 計		910	34	905	36	1,815	70	1,000	31	1,000	35	2,000	68		
												卒業に必要な総単位数	136		

別表 3-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) 国際整備科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考
1年次	専門科目	必修	基礎Ⅰ 基礎エンジンⅠ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅰ 基礎整備作業Ⅰ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅰ 基礎走行Ⅰ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅰ 基礎制動Ⅰ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅱ 基礎エンジンⅡ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅱ 基礎整備作業Ⅱ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅱ 基礎駆動Ⅰ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅱ 基礎制動Ⅱ	講義・実習	48.6	2	
			基礎Ⅱ 基礎自動車工学Ⅰ・Ⅱ	講義	18.0	1	
			基礎Ⅲ 基礎エンジンⅢ	講義・実習	32.4	1	
			基礎Ⅲ 基礎整備作業Ⅲ	講義・実習	32.4	1	
			基礎Ⅲ 基礎走行Ⅱ	講義・実習	32.4	1	
			基礎Ⅲ 基礎定期点検Ⅰ	講義・実習	32.4	1	
	基礎Ⅲ 基礎自動車工学Ⅲ	講義	18.0	1			
一般科目		基礎Ⅲ 一般教養	講義	32.4	2		
必須科目単位数						24	
選択科目単位数						0	
1年次修了に必要な単位数						24	
2年次	専門科目	必修	基本Ⅰ エンジンⅠ	講義・実習	70.2	2	
			基本Ⅰ 整備作業Ⅰ	講義・実習	70.2	2	
			基本Ⅰ 走行Ⅰ	講義・実習	70.2	2	
			基本Ⅰ 制動Ⅰ	講義・実習	70.2	2	
			基本Ⅰ 自動車工学Ⅰ	講義	32.4	2	
			基本Ⅱ エンジンⅡ	講義・実習	88.2	3	
			基本Ⅱ 整備作業Ⅱ	講義・実習	88.2	3	
			基本Ⅱ 駆動Ⅰ	講義・実習	88.2	3	
			基本Ⅱ 制動Ⅱ	講義・実習	88.2	3	
			基本Ⅱ 自動車工学Ⅱ	講義	32.4	2	
			基本Ⅲ エンジンⅢ	講義・実習	48.6	2	
			基本Ⅲ 整備作業Ⅲ	講義・実習	48.6	2	
			基本Ⅲ 走行Ⅱ	講義・実習	48.6	2	
	基本Ⅲ 定期点検Ⅰ	講義・実習	48.6	2			
一般科目		基本Ⅲ 自動車工学Ⅲ	講義	21.6	1		
		基本Ⅱ 選択授業	講義・実習	21.6	0		
		基本Ⅲ キャリア教育	講義	19.8	1		
必須科目単位数						34	
選択科目単位数						0	
2年次修了に必要な単位数						34	
3年次	専門科目	必修	応用Ⅰ エンジンⅣ	講義・実習	77.4	3	
			応用Ⅰ 新技術Ⅰ	講義・実習	77.4	3	
			応用Ⅰ 駆動Ⅱ	講義・実習	77.4	3	
			応用Ⅰ 定期点検Ⅱ	講義・実習	77.4	3	
			応用Ⅰ 自動車工学Ⅳ	講義	30.6	1	
			応用Ⅱ エンジンⅤ	講義・実習	86.4	3	
			応用Ⅱ 新技術Ⅱ	講義・実習	86.4	3	
			応用Ⅱ 走行Ⅲ	講義・実習	86.4	3	
			応用Ⅱ 制動Ⅲ	講義・実習	86.4	3	
			応用Ⅱ 自動車工学Ⅴ	講義	23.4	1	
			応用Ⅲ 故障探究	講義・実習	52.2	3	
			応用Ⅲ 法令	講義・実習	30.6	1	
			応用Ⅲ 検査	講義・実習	21.6	1	
	応用Ⅲ 自動車総合Ⅱ	講義・実習	104.4	5			
必須科目単位数						36	
選択科目単位数						0	
3年次修了に必要な単位数						36	
合計						卒業に必要な総単位数	94
(履修科目の登録の上限)							
当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、それぞれ修了に必要な単位数とする。							

別表 3—② (学則第25条関係 国土交通省用)

国際整備科/科目別授業時数

(1 授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		3年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
専門教育科目	学	自動車工学	200	12	17	20	752	49		
		自動車整備関連								
		自動車の整備に関する法規								
		自動車検査								
	学科計		200		255		317		772	
	実習	自動車整備作業	240	10	585	16	508	16	1,333	42
		自動車検査作業	10		20		30		60	
		実習計			250		605		538	
	専門教育科目計		450	22	860	33	855	36	2,165	91
	その他計		350	2	50	1	50	0	450	3
合計		800	24	910	34	905	36	2,615	94	

別表 4-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

1級専攻科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考	
1年次	専門科目	必修	安全管理	講義	18	1		
			電子回路・テスタ	講義・実習	34.2	1		
			エンジン工学Ⅰ	講義・実習	90	3		
			制動システム工学	講義・実習	90	3		
			駆動システム工学	講義・実習	90	3		
			エンジン工学Ⅱ	講義・実習	64.8	2		
			HV機構Ⅰ	講義・実習	43.2	2		
			空調システム工学	講義・実習	63	1		
			操舵システム工学	講義・実習	63	1		
			振動・騒音工学	講義・実習	100.8	3		
			環境保全	講義	25.2	1		
			総合診断	講義	41.4	2		
			HV機構Ⅱ	実習	43.2	1		
			新機構Ⅰ	講義・実習	43.2	1		
	新機構Ⅱ	講義・実習	43.2	1				
	車上整備Ⅰ	講義・実習	100.8	3				
	一般科目			機械工学概論	講義	19.8	1	
				自動車産業研究Ⅰ	講義	7.2	0	
				トヨタ業務基礎	講義	5.4	0	
社会学				講義	18	1		
必須科目 単位数						31		
選択科目 単位数						0		
1年次修了に必要な単位数						31		
2年次	専門科目	必修	故障診断	実習	108	3		
			車上整備Ⅱ	実習	108	3		
			電装総合診断	実習	108	3		
			応用整備Ⅰ	実習	59.4	1		
			応用整備Ⅱ	実習	59.4	1		
			応用整備Ⅲ	実習	59.4	1		
			実務研修Ⅱ	実習	201.6	6		
			総合整備	実習	156.6	5		
	一般科目			接客コミュニケーション	実習	43.2	1	
				教育指導概論	講義	23.4	1	
				エステイメーション	講義	36	2	
				自動車産業研究Ⅱ	講義	9	0	
				1級総合	講義	113.4	7	
				経済学概論・経営基礎概論	講義	23.4	1	
選択			ビジネス検定	講義	23.4	1		
			電気工学基礎	講義	23.4	1		
必須科目 単位数						34		
選択科目 単位数						3		
2年次修了に必要な単位数						35		
合計	必須科目 単位数					65		
	選択科目 単位数					3		
	卒業に必要な総単位数					66		
(履修科目の登録の上限)								
当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、37単位とする。								
(選択科目の履修方法)								
選択科目を一般科目の中から1単位以上、履修するものとする。								

別表 4—② (学則第25条関係 国土交通省用)

1級専攻科/科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
		(1級整備士養成)						
専門 教育 科目	学 科	自動車工学	90	14	0	0	90	14
		自動車整備	180		0		180	
		機器の構造・取扱	15		0		15	
		自動車検査	5		0		5	
		自動車の整備に関する法規	10		0		10	
	学 科 計		300	0	300			
	実 習	工作作業	10	15	0	24	10	39
		測定作業	10		0		10	
		自動車整備作業	560		0		560	
		自動車検査作業	20		0		20	
		実 習 計			600		0	
	実 務 実 習	体験実習 (インターンシップ)	0	計	200	200		
		評価実習	0		700	700		
		計			0	900	900	
	専 門 教 育 科 目 計		900	29	900	24	1,800	53
そ の 他 計		100	2	100	11	200	15	
合 計		1,000	31	1,000	35	2,000	66	

別表 5-① (学則第 25 条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程 (工業分野) スマートモビリティ科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択 の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	
1年次	専門科目	必修	HVシステム I	講義・実習	68.4	3	
			電気工事士 I	講義	97.8	6	
			電気工事士 II	講義・実習	82.8	3	
			車両整備 I	実習	14.4	0	
			基礎製図	講義	23.4	1	
			機械設計 I	実習	21.6	0	
			基礎工学	講義	36	2	
			電動システム I	講義	28.8	1	
			電動システム II	講義・実習	36	1	
			HVシステム II	実習	97.2	3	
			材料工学	講義	27	1	
			機械要素	講義	25.2	1	
			車両整備 II	講義・実習	75.6	2	
			機械設計 II	実習	43.2	1	
			車両整備 III	講義・実習	57.6	2	
			HVシステム III	講義・実習	46.8	1	
			エネルギー工学	講義・実習	27	1	
	電動車両研究	講義・実習	28.8	1			
	機械設計 III	講義・実習	43.2	1			
	一般科目			自動車産業研究 I	講義	5.4	0
営業工場管理 I				講義・実習	45	3	
問題解決手法 I				講義・実習	18	1	
必須科目 単位数						35	
選択科目 単位数						35	
1年次修了に必要な単位数						35	
2年次	専門科目	必修	HVシステム IV	実習	64.8	1	
			卒業研究 I	講義・実習	91.8	3	
			自動車新機構 I	講義・実習	50.4	1	
			スマート工学 I	講義・実習	61.2	2	
			卒業研究 II	実習	66.6	2	
			スマート工学 II	講義・実習	32.4	1	
			エステイメーション	講義・実習	59.4	2	
			自動車新機構 II	講義・実習	100.8	4	
			インターンシップ	講義・実習	142.2	5	
			車両整備 IV	講義・実習	72	2	
			卒業研究 III	講義・実習	154.8	6	
	卒業研究発表	講義・実習	57.6	2			
	一般科目			営業工場管理 II	講義・実習	50.4	3
				問題解決手法 II	講義・実習	18	1
自動車産業研究 II				講義・実習	3.6	0	
必須科目 単位数						35	
選択科目 単位数						35	
2年次修了に必要な単位数						35	
必須科目 単位数						70	

別表 5-② (学則第25条関係 国土交通省用)

スマートモビリティ科/科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
専門教育科目	学 科	自動車工学	120	22	80	9	200	31
		工学	180		70		250	
		学 科 計	300		150		450	
	実 習	自動車工学	400	9	120	22	520	31
		工学	100		410		510	
		体験実習(インターンシップ)	0		120		120	
		実 習 計	500		650		1,150	
専 門 教 育 科 目 計		800	31	800	31	1,600	62	
そ の 他 計		50	4	50	4	100	8	
合 計		850	35	850	35	1,700	70	

別表 6-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) トヨタセールスエンジニア科

(昼・夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択 の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数
1年次	専門科目	必修	ビジネス基礎Ⅰ	講義・実習	79.2	4
			自動車技術Ⅰ	講義・実習	43.2	1
			商品知識Ⅰ	講義・実習	39.6	1
			関連商品知識	講義・実習	39.6	1
			運転技術Ⅰ	実習	14.4	0
			ビジネス基礎Ⅱ	講義・実習	113.4	5
			商品知識Ⅱ	講義・実習	50.4	1
			応対・商談Ⅰ	講義・実習	61.2	2
			営業工場管理Ⅰ	講義	45	3
			プレゼン手法	講義・実習	39.6	1
			問題解決手法Ⅰ	講義・実習	23.4	1
			総合整備Ⅰ	講義・実習	54	2
			インターンシップ	講義・実習	14.4	0
			商品知識Ⅲ	講義・実習	45	2
			自動車技術Ⅱ	講義・実習	39.6	2
			応対・商談Ⅱ	講義・実習	39.6	2
			オートサロン	講義・実習	7.2	0
			運転技術Ⅱ	実習	18	0
	一般科目	自動車産業研究Ⅰ	講義・実習	3.6	0	
		社会学Ⅰ	講義・実習	19.8	1	
社会学Ⅱ		講義・実習	10.8	0		
選択科目Ⅰ		講義・実習	21.6	1		
選択科目Ⅱ		講義・実習	61.2	2		
					必須科目 単位数	32
					選択科目 単位数	0
1年次修了に必要な単位数						32
2年次	専門科目	必修	営業工場管理Ⅱ	講義	68.4	4
			ビジネス応用Ⅰ	講義・実習	75.6	3
			商品知識Ⅳ	講義・実習	39.6	2
			自動車技術Ⅲ	講義・実習	39.6	2
			スマート工学Ⅰ	講義・実習	54	2
			問題解決手法Ⅱ	講義・実習	18	1
			運転技術Ⅲ	実習	10.8	0
			エステイメーション	講義	68.4	4
			インターンシップ	実習	192.6	6
			商品知識Ⅴ	講義・実習	39.6	2
			応用・商談Ⅲ	講義・実習	39.6	0
			ビジネス応用Ⅱ	講義・実習	39.6	1
			総合整備Ⅲ	講義・実習	39.6	1
			運転技術Ⅳ	実習	19.8	0
			商品知識Ⅵ	講義・実習	64.8	2
			車両整備	実習	21.6	0
			卒業研究	講義・実習	46.8	2
運転技術Ⅴ	実習	21.6	0			

別表 6—② (学則第25条関係 国土交通省用)

トヨタセールスエンジニア科/科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
専門 教育 科目	学 科	自動車総合	150	22	150	25	300	47
		ビジネス総合	150		150		300	
		学科計	300		300		600	
	実 習	自動車総合	240	8	170	7	410	15
		ビジネス総合	250		210		460	
		体験実習(インターンシップ)	10		120		130	
		実習計	500		500		1,000	
	専門教育科目計		800	30	800	32	1,600	62
	その他		50	2	50	0	100	2
	合計		850	32	850	32	1,700	64

別表 7-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) ボデークラフト科

(昼 夜・通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択 の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考
1年次	専門科目	必修	塗装 I	講義・実習	117	4	
			板金 I	講義・実習	77.4	4	
			総合整備 I	実習	82.8	2	
			自主研究	実習	120.6	3	
			塗装 II	講義・実習	122.4	3	
			板金 II	講義・実習	122.4	3	
			総合整備 II	実習	97.2	2	
			エステイメーション	講義	39.6	2	
			車体特訓	講義	144	9	
合計	必須科目 単位数					32	
	選択科目 単位数					0	
	卒業に必要な単位数					32	
(履修科目の登録の上限) 当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、それぞれ修了に必要な単位数とする。							

別表 7-② (学則第25条関係 国土交通省用)

ボデークラフト科/科目別授業時数 (1授業時数は50分)

教科		教育科目	授業時数	単位数
専門 教育 科目	学 科	車体工学	30	14
		車体整備工学	145	
		エステイメーション	55	
	学 科 計		230	
	実 習	車体整備・エステイメーション	670	17
		実 習 計	670	
	学 科 ・ 実 習 計		900	31
そ の 他 計		100	1	
合 計		1,000	32	

令和8年度生については、検定規則に基づき授業時数に学科2時間、実習の車体整備・エステイメーションに3時間の授業時数を追加する。

別表 8-① (学則第25条関係 文部科学省用)
教育課程及び単位数

専門課程(工業分野) ボデークラフト研究科

(昼 夜 通信)

(1単位時間 50分)

年次	科目区分	必修選択の別	授業科目	授業方法	授業時間	単位数	備考	
1年次	専門科目	必修	塗装Ⅰ	講義・実習	117	4		
			板金Ⅰ	講義・実習	77.4	4		
			総合整備Ⅰ	実習	82.8	2		
			自主研究	実習	120.6	3		
			塗装Ⅱ	講義・実習	122.4	3		
			板金Ⅱ	講義・実習	122.4	3		
			総合整備Ⅱ	実習	97.2	2		
			エステメーション	講義	39.6	2		
			車体特訓	講義	144	9		
			必須科目 単位数					
選択科目 単位数						0		
1年次修了に必要な単位数						32		
2年次	専門科目	必修	塗装Ⅲ	講義・実習	109.8	4		
			板金Ⅲ	講義・実習	109.8	4		
			総合整備Ⅲ	講義・実習	106.2	4		
			自主研究	実習	21.6	0		
			インターンシップ	実習	151.2	5		
			塗装Ⅳ	講義・実習	95.4	3		
			板金Ⅳ	講義・実習	95.4	3		
			エステメーション	実習	50.4	1		
			卒業研究	講義・実習	201.6	9		
			必須科目 単位数					
選択科目 単位数						0		
2年次修了に必要な単位数						33		
合計	必須科目 単位数						65	
	選択科目 単位数						0	
	卒業に必要な単位数						65	
(履修科目の登録の上限)								
当該学科においては、1年間に登録することができる単位数の上限は、それぞれ修了に必要な単位数とする。								

別表 8—② (学則第25条関係 国土交通省用)

ボデークラフト研究科/科目別授業時数

(1授業時数は50分)

教科	教育科目	1年次		2年次		合計		
		授業時数	単位数	授業時数	単位数	授業時数	単位数	
専門教育科目	学 科	自動車工学	0	15	30	15	30	30
		車体工学	30		80		110	
		車体整備工学	145		70		215	
		エステイメーション	55		40		95	
		安全技術	0		20		20	
	学 科 計	230	240	470				
	実 習	自動車整備作業	0	17	80	18	80	35
		車体整備・エステイメーション	670		450		1,120	
		実務研修	0		100		100	
		実 習 計	670		630		1,300	
学 科 ・ 実 習 計		900	32	870	33	1,770	65	
そ の 他 計		100	0	50	0	150	0	
合 計		1,000	32	920	33	1,920	65	

令和8年度生については、検定規則に基づき授業時数に学科2時間、実習の車体整備・エステイメーションに3時間の授業時数を追加する。

(別表 9)

学費、入学検定料及びその他の費用(第37条第1項関係)

【学費】

1. 令和8年度学費まで適応

(単位:円)

学科名	学年	入学金	授業料 (年額)	実習費	施設設備費	研究費	合計
自動車整備科	1	240,000	500,000	290,000	290,000		1,320,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
1級自動車科	1	240,000	500,000	290,000	290,000		1,320,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
	3		540,000	270,000	290,000	150,000	1,250,000
	4		540,000	270,000	290,000	150,000	1,250,000
国際整備科	1	240,000	240,000	200,000	200,000		880,000
	2		500,000	290,000	290,000		1,080,000
	3		500,000	290,000	290,000		1,080,000
1級専攻科	1	100,000	540,000	270,000	290,000	150,000	1,350,000
	2		540,000	270,000	290,000	150,000	1,250,000
スマートモビリティ科	1	100,000	450,000	250,000	240,000	120,000	1,160,000
	2		450,000	250,000	240,000	120,000	1,060,000
トヨタセルスエンジニア科	1	100,000	450,000	180,000	160,000	120,000	1,010,000
	2		450,000	180,000	160,000	120,000	910,000
ボデークラフト研究科	1	100,000	450,000	250,000	240,000	120,000	1,160,000
	2		450,000	250,000	240,000	120,000	1,060,000
ボデークラフト科	1	100,000	540,000	330,000	290,000	150,000	1,410,000

ただし、当校設置学科卒業と同時に他学科へ入学する場合、入学金は免除する。

【入学検定料等】

- 各学科の入学検定料は、25,000円とする。
- また、転学科に関する検定料は、10,000円とする。

【その他の費用】

1. 学費以外の必要と認められる別に定めるその他の費用は、これを納入しなければならない。
なお、毎年度の見直しにより変更された場合には、新たに定められた金額に基づいて納入しなければならない。